

これから猟銃を所持しようとする方へ

改正銃刀法施行後（3月1日^{予定}）から、新たにハーフライフル銃（特定ライフル銃）の所持許可を受けようとする場合、「ライフル銃による射撃教習」を受講する必要があります。

● 所持しようとする猟銃と必要な射撃教習

許可日	所持しようとする猟銃		
	散弾銃のみ	ハーフライフル銃のみ	散弾銃と ハーフライフル銃
法施行前まで	ライフル銃以外の猟銃による射撃教習		
法施行日 (3月1日^{予定}) 以降	ライフル銃以外の猟銃 による射撃教習	ライフル銃 による射撃教習	ライフル銃以外の猟銃 による射撃教習及び ライフル銃 による射撃教習

※1 所持許可申請の標準処理期限は35日ですので、「ライフル銃以外の猟銃」による射撃教習のみでハーフライフル銃の許可を受けるには、遅くとも**1月24日**までに申請する必要があります。

ただし、1月24日までに申請したとしても、審査に時間を要した場合や、審査終了後、施行日前日までに許可証を受け取らなかった場合は、許可日が3月1日以降となります。

この場合、新たに「ライフル銃」による射撃教習が必要となります。

※2 法施行日以降、猟銃所持歴10年未満の方又は職業ハンター以外の方が、特例によりハーフライフル銃の所持許可申請を行う場合は、市町村等からの推薦書及び都道府県からの確認書、又は都道府県の通知文に基づく申告書等の書類が必要となります。